

令和7年第9回定例会

議案説明資料

提出課：

総務課

議案番号	127～ 133	令和7年度大山町各会計補正予算（給与等改定分）
(提案理由 及び 議案概要)		
1：提案理由		
		国において令和7年8月7日の人事院の勧告に鑑み、令和7年度の一般職、会計年度任用職員及び特別職の給与について改定が行われたことに伴い、本町においても同様の改定を行うため、各会計の予算の補正を行うもの。
2：概要	1 人事院勧告の影響を受ける会計及び補正予算額	
	(1) 一般会計	62,405千円
	(2) 開拓専用水道特別会計	54千円
	(3) 国民健康保険特別会計	26千円
	(4) 国民健康保険診療所特別会計	3,846千円
	(5) 介護保険特別会計	494千円
	(6) 下水道事業会計	353千円
	(7) 水道事業会計	▲15千円
	2 今年度予算において影響を受ける費目及び対象	
	(1) 報酬（会計年度）	
	(2) 給料（一般職、再任用、会計年度）	
	(3) 地域手当（一般職）	
	(4) 通勤手当（一般職、会計年度）	
	(5) 時間外勤務手当（一般職、再任用、会計年度）	
	(6) 期末手当（特別職、議員、一般職、再任用、会計年度）	
	(7) 勤勉手当（一般職、再任用、会計年度）	
	(8) 退職手当負担金（一般職）	
	(9) 初任給調整手当（一般職（医師））	
	(10) 共済組合負担金（特別職、議員、一般職、再任用、会計年度）	
	(11) 互助会負担金（一般職、会計年度）	
	(12) 社会保険料（再任用、会計年度）	
	(13) 雇用保険料（再任用、会計年度）	
	(14) 旅費（費用弁償）（会計年度）	
	3 本臨時会における補正予算	
	上記2の費目については増額となります。既決予算内で対応できる費目については、今回補正是行いません。	
	水道事業会計は、一般会計からの繰入れがないため、人事院勧告による増額と今後の不用額見込みによる減額を補正しています。	
	4 人事院勧告に伴う影響額（全会計）	
	(1) 正規職員（特別職を含む。）	41,900千円
	(2) 会計年度任用職員	46,500千円
	計	88,400千円